

## 広島県小学校教育研究会算数部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会算数部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領などの法令に則って、自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質の向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会などの開催。
- (2) 研究調査の実施。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整。

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局 若干名

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部会長、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 理事は、本会の会務を分担処理する。
- (4) 事務局は、事務・会計を処理する。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員会)

第9条 部会長は、本会の運営などについて協議が必要な場合は、役員会を召集する。

2 役員会は、第6条に定める役員で構成する。

(会計)

第10条 本会の運営会費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、役員会において別に定める。

3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第11条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(除名)

第12条 会員が、教育研究会及び算数部会の目的に反する行為を行った場合は、役員会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第13条 この会則の改正は、役員会の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この会則は平成12年 6月12日から施行する。

附 則 本会則は、平成16年 6月18日一部改正する。

附 則 本会則は、平成16年12月22日一部改正する。